



健感発第 0501001 号
平成 19 年 5 月 1 日

各
都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法に基づく抑留業務等について

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）（以下「法」という。）に基づく抑留業務については、万一国内に狂犬病が侵入した場合に備え、狂犬病のまん延源となる犬の登録と狂犬病予防注射接種による免疫の付与を徹底するためにも、極めて重要な業務であり、「狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射等の推進について」（平成 19 年 3 月 2 日付け健康局長通知）においても、業務の適切な実施について要請したところである。

一方、先般、狂犬病予防法と動物の愛護及び管理に関する法律の整理について、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室より別添のとおり周知が図られている。

このことについて、狂犬病予防担当課におかれても確認いただくとともに、下記のことについて、改めて了知願いたい。

記

- 1 法第 4 条第 1 項に基づく登録及び法第 5 条第 1 項に基づく予防注射について、生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、当該犬が生後 90 日を経過した日をもって当該規定の起算日とすることから、生後 90 日以内の犬にあっては法第 6 条の抑留の対象とならないこと。
- 2 法第 6 条第 8 項に基づく市町村長による公示期間については、当該犬の所有権の確保を目的として定めたものであり、動物愛護管理の観点から自治体

の判断により、この期間を超えて所有者への返還のための周知を図り、当該犬の処分までの期間を延長することを妨げるものではないこと。

- 3 法第6条第9項に基づく抑留犬の処分の方法は殺処分に限るものではなく、動物愛護管理の観点から自治体の判断により、処分の一方法として、家庭動物または展示動物としての適性があるものについて、生存の機会を与えるために飼養を延長することを否定するものではないこと。
- 4 抑留犬の所有者への返還については、「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成19年3月2日付け結核感染症課長通知）第5の3において、市町村の公示のみならず、都道府県や市町村のホームページ等の積極的な活用をお願いしているところであり、引き続き、抑留犬の所有者への返還に努められたいこと。
- 5 飼い犬の登録及び予防注射事務については市町村の自治事務であるが、都道府県においても抑留業務の適切な運用のため、動物愛護管理主管課とも連携を図り、犬の所有者に対し、飼い犬の登録及び予防注射の接種義務の遵守等、適正な飼養について、幅広く普及・啓発に努められたいこと。

(別添)
事務連絡
平成19年2月22日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕動物愛護管理主管課(室) 御中
〔中核市〕

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

標記については、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号)」(以下「基本指針」という。)においても、社会的関心の高い事項であること等から、今後、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画の策定にあたって、参考となるよう改めて下記のとおり整理しましたので、ご確認願います。

記

1. 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置(平成18年環境省告示第26号。以下「犬ねこの引取り等措置」という。)第1の4について

本規定において、「狂犬病予防法第6条第8項の規定に準ずる措置」を採るよう市町村長に協力を求めているが、当該措置については、当該保管動物の所有者の発見に努める観点から、市町村長による公示について協力を求めることとしたものであること。

2. 生後90日以内の犬の取扱いについて

生後90日以内の犬については、狂犬病予防法に定める捕獲・抑留の対象とはならないが、状況に応じて動物愛護管理法に基づく引取り又は収容の対象となること。

3. 譲渡しについて

狂犬病予防法において処分される犬についても、処分の一方法として、犬ねこの引取り等措置の第3の3において、家庭動物又は展示動物としての適正を評価し、適性があると認められるものについては、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。(別紙)

(別紙)

狂犬病予防法及び動物愛護管理法における犬の運用上の取扱いについて

	狂犬病予防法	動物愛護管理法 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（告示）
実施主体	捕獲・抑留： 都道府県・保健所設置市・特別区 公示：市町村※	都道府県・指定都市・中核市 （保健所設置市としては法律上規定なし）
対象	鑑札等を着けていない犬 （生後90日以内の犬を除く。）	所有者から引取を求められた犬 所有者の判明しない犬（負傷犬を含む。）
行政対応 情報提供 引取り・処分等	<pre> graph TD A[捕獲・抑留] --> B[市町村長※による公示（2日間）] A --> C[所有者の引取り] B --> C B --> D[処分前の評価] D --> E[処分] E -.-> F[殺処分] </pre>	<pre> graph TD G[拾得者等から引取り 収容（負傷した犬）] --> H[準ずる措置（市町村長公示） 公報・インターネット等] I[所有者から引取り] --> H H --> J[所有者へ 返還] I --> K[譲渡の適正を評価] J --> K K --> L[譲渡] K --> M[殺処分] </pre>

※ 市町村、市町村長：特別区にあつては区、区長をいう。